

公正・公平な電力市場構築へ法的分離から所有権分離に移行を 法政大 高橋洋教授に聞く電力システム改革の目指す姿

内閣府の「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」構成員で法政大学の高橋洋教授。「電力システム改革専門委員会」(2013年2月に報告書)の委員も務め、本誌2020年1月号インタビューでは「法的分離が十分に機能しない場合、所有権分離も検討すべき」と述べている。旧一般電気事業者による固定価格買取制度(FIT)の認定事業者情報不正閲覧など法的分離の不十分さが明らかになった今、何を考え今後どうするべきか、なぜ所有権分離が必要かを聞いた。

一前回の掲載から3年半ほど経過した。現状のエネルギー政策についての見解は

高橋 この半年ほどは、脱炭素の名の下で逆行していると見ている。

本来は需要側の省エネと両輪で、供給側では再エネを最優先で導入すべきだが、GX推進法の中身は原子力を復活させるもの。水素やCCSも不要とは言わないが、基本は輸入なのでエネルギー安全保障に資するものではない。

さらに、旧一電の一連の不正から、電力市場が正常に機能しておらず、再エネを導入できる環境になかったことも明らかになった。一義的には法令違反を犯した旧一電の問題だが、経産省側もこれを取り締まってこなかった責任がある。違反後も電力会社寄りの主張が見られ、残念だ。

一カーボンニュートラル宣言やエネルギー基本計画の再エネ比率引き上げもあった

高橋 菅義偉前政権の功績は大きい。カーボンニュートラル宣言は当然として、エネルギー基本計画も閣議決定は現政権だが、議論の始まりは菅政権だ。あれには「再エネ最優先の原則」も盛り込まれていた。国際的に見れば高い数値目標では無いが、「ようやくここまで来た」と思える内容だった。

一ウクライナ情勢でエネルギー安全保障が注目されている

高橋 環境性だけでなく安全保障の面からも化石燃料の弱点が明らかになっ

た。石炭も資源の偏在性がないとされてきたが、需給がひっ迫したことで価格が高騰した。短期的な利用は仕方ないが、これを教訓に化石燃料の脱却を一層進めるべき。

原子力復活の機運も高まっているが、「準」国産ではなく「純」国産の再エネ導入で自給率向上を図るべき。結局、ウランは輸入しなければならない。

一前回掲載時、「法的分離が十分に機能しない場合、所有権分離も検討すべき」と

発言された。電力システム改革専門委員会の委員でもあった立場として、旧一電の一連の不祥事についての感想は高橋 「やはりそうだったか」というのが率直な感想。一連の不祥事から送電網の開放や電力市場の構築が全く機能していなかったことが白日の元にさらされた。

日頃から様々な立場の方と意見交換するが、新電力業界から「契約切り替え間近でなぜか先回りされる、旧一電の小売部門が値下げしてくる」という話は山ほど聞いていた。私よりも新電力側のほうが、本件に対する怒りは強いのではないかと。

一FITに関する不正閲覧の問題点は

高橋 競争環境が公正にならない。FIT賦課金の支払い効率化のため



高橋洋法政大教授

も、新電力には不可能なことで、事務コストに差が出る。そもそも法律(再エネ特措法)に「してはならない」と書いてあることをやったら言い訳にならない。

一不正閲覧とカルテル、2つの問題はリンクしているか

高橋 遵法精神に欠けるという面でつながる。両方関連するのは小売部門。特にカルテルは末端の暴走ではなく、経営層が関与して行われた。

発電部門を握っていることも背景にあるだろう。本来、カルテルは価格釣り上げなので新電力にはチャンス。データでも2019年ごろには新電力のシェアが拡大したが、2022年のウクライナ侵攻の辺りから新電力のシェアが落ちている。

これは憶測だが、旧一電としては発電側をコントロールすることで新電力をいつでも潰せるとみているのではないか。公正取引委員会の報告書でも、その可能性を示唆する文言が出てくる。(編集注：公正取引委員会2023年3月30日報道発表「旧一般電気事業者らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について」の「電力・ガス取引監視等委員会に対する情報提供」にて「旧一般電気事業者の中には、卸売市場への電気の供給量の絞り込みを行い、市場価格を引き上げることなどにより、外部からの調達に依存する新電力の競争力を低下させることを企図していた者がいたこと」など記載)

一 再発防止策として送配電部門の所有権分離という議論が起きている

高橋 所有権分離されれば完全な別会社としてシステムが物理的に遮断され、社員も無関係になるため、同様の行為は起こり得なくなる。電力市場が公平・公正な競争環境に近づく。

一 財産権の侵害という声もある

高橋 電力会社がこれを主張するのは一定程度理解するが、経済産業省は再発防止に取り組む側。最初から手をつけないのではなく、法的分離の時と同様、まず議論すべきではないか。

ドイツは競争政策を強化したことで、民間企業に自発的な変革を促し所有権分離を実現した。エーオンがオランダの送電事業者「テネット」に送電事業を売却し、RWEも投資ファンドなどに売却した。

また、電気事業法では法令違反した際に許可を取り消せる規定がある。これを適用して分離させることも可能と考えられるが、検討する様子もない。最初から経産省には所有権分離する意思が無いのだろう。

一 送配電部門は官営か民営か、上場か非上場か

高橋 資金調達の面で上場民間企業の形が良いと思うが、合理的経営がなされれば国営でも構わない。ただ、

各送配電事業者が統合されることが望ましい。送電事業は規制事業なので、大儲けも無いが独占事業で倒産の心配もなく、長期安定運用したい保険組合が運営するようなファンドとは相性が良い。欧州では実際に高く評価されている。

もしくは、送配電部門が存続会社となってもよいのではないか。日本の電力会社による安定供給の努力は素晴らしいもので、このマインドは送配電部門に受け継がれ、発電や小売が売却されることは、市場制度から望ましい。上場か非上場かは経営判断の問題で、どちらでも可能だろう。

一 発電分離しても発電と小売で旧一電の市場支配力は引き続き強力では

高橋 おっしゃる通りだが、優先順位としてまず独占事業の送配電を分離し現状を改善するべき。競争政策の中ではその後、発電や小売の分割といった意見も出てくるだろうが、送配電が中立化された上で統合されていけば、エリアが拡大し個社の市場支配力は弱まるので、現時点ではそこまでの議論は不要ではないか。

一 送配電部門と小売部門の連携で迅速な災害復旧が出来るという意見もある

高橋 デンマークやフランスの送電会社とミーティングする機会があり、災害復旧時に小売事業者から支援を受けているか聞いたが、ありえないという答えだった。中立性の観点から送電会社で行うのが当然で、人員も自社で確保している。送電コストは送電側で負担するのが常識。

一 そもそも、所有権分離のメリットとは

高橋 完全に別会社になるので、今回のような情報漏洩が起こらない。加えて、電力市場における競争条件が公平になる。

小売の問題に加え、発電側では再エネの系統接続や出力抑制問題がある。出力抑制自体は私も必要と考えるが、送配電部門が発電部門と資本関係にあれば、「非合理的なレベルで抑制され

ているのでは」との疑問が出てくる。これが所有権分離できていれば、火力発電を優遇するメリットも無くなり公平な運営が期待できる上、送電ニーズに合わせて自ら送電網に投資するのが合理的判断になる。

公正・公平で透明性のある運用がなされていれば法的分離に留めてもよく、実際に過去の議論ではその方向性だった。しかし実態は違った。2013年の委員会の報告書でも法的分離で不十分なら所有権分離を検討すると書いてある。いわば妥協の結果だった。

一 構造変化で安定供給に支障は

高橋 市場メカニズムで需給調整できるかという原理的な見解の相違はさておき、誤解があると思うのは突然別の会社が送電業務を行うわけではないという部分。基本的には現在送配電部門にいる方々が、所有権分離によって独立するため、やっている仕事は変わらない。過渡期は慎重にやることは大事だが、欧州事例などを学び取り入れればよい。

一 今後の再エネ拡大に何が必要か

高橋 順位をつけるなら送電網の開放だが、全体的に日本の政策が世界の動きと逆になっていることが気になっている。再エネ導入は停滞し、電力市場の競争環境は整備せず、発電電は一貫、水素もグリーンではなくブルーやグレーなど。化石燃料が使えなくなるのであれば、LNG受入基地を再利用できる輸入水素を使うといった、根本的に産業構造を変えないで対応しようという意図を感じる。

太陽光発電や風力発電は日本メーカーが撤退したが、まだ浮体式洋上風力発電は産業化の目があるのではないか。それには送電網の開放が必須だろう。